

議案第89号

阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正について

阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年12月6日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例(昭和31年阿見町条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条中「期間，」の次に「その発令の日に受ける」を加え，同条に後段として次のように加える。

この場合において，その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは，当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は，令和5年4月1日から施行する。

阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける</u>給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	

阿見町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正案についての概要

第 1 改正の理由

地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、本町職員の定年等に関し、関係条例を整備する必要がある。

第 2 改正の主な内容

地方公務員法等の一部改正に伴い、減給において基礎となる給料月額の基本日を定める。

第 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日